

一般社団法人 長野県資源循環保全協会定款

(沿革)平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人長野県資源循環保全協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、産業廃棄物の適正な処理、減量化及び再資源化を促進するため、産業廃棄物処理の振興に関する事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業の健全な発展を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理に関する調査研究及び情報の提供
- (2) 産業廃棄物の適正な処理に関する講習会、研究会等の実施
- (3) 産業廃棄物の有効利用の促進に関する事業
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置の促進に関する事業
- (5) 産業廃棄物処理の振興に関する事業
- (6) 関係行政機関の施策に対する協力及び受託事業
- (7) 産業廃棄物の適正処理に関する受託事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき長野県知事又は長野市長の許可を受けて産業廃棄物処理業を営む個人又は団体
- (2) 長野県内においてその事業活動に伴い産業廃棄物を排出する個人又は団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の事業に関連する個人又は団体

2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けた後、総会で別に定めた入会金を納入しなければならない。

2 入会金の納入日をもつて会員とする。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、総会において別に定められた会費を納入する義務を負う。

2 会費の納入方法については、理事会の定めるところによる。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反するような行為をしたとき又は会員としての義務に違反したときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合においては、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の納入義務を1年以上履行しなかつたとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 解散、破産手続き開始の決定又は死亡(相続によって事業を承継した者がある場合を除く。)したとき
- (4) 産業廃棄物処理業の許可の取消しを受けたとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 本会は、前条により会員たる資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、通常総会として毎年度定期的に 1 回開催するほか、必要がある場合には臨時総会として開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 総会を招集する者は、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに会員に通知して行うものとする。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか出席した会員のうちから選出された 2 名以上がこれに記名押印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、会員(団体の場合にあっては、その代表者)の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事については、会員以外の学識経験者を総会の決議により選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任および退任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 理事及び監事は、会員の責格を失ったときは退任するものとする。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 27 条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与の選任は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、特定の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、本会の運営及び事業活動について、会長の相談に応ずる。
- 5 顧問及び参与の解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき議案の審議
- (5) 諸規程の制定及び改廃

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に通知して行うものとする。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

第7章 正副会長会

(構成)

第34条 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(権限)

第35条 正副会長会は、会長が必要と認めた事項を審議する。

(招集)

第36条 正副会長会は、会長が招集する。

2 正副会長会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する

- (1) 会費収入
- (2) 入会金収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、会長がこれを管理し、その管理方法は理事会の定めるところによる。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
この場合、当該収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第 1 号、第 2 号及び第 6 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 42 条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 44 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告方法は、電子公告により行う。

第11章 事務局等

(事務局)

第47条 本会の業務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の決議を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の定めるところによる。

第12章 雑 則

(支 部)

第48条 本会に理事会の決議により支部を設置することができる。

- 2 支部の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は平栗幹夫とし、最初の専務理事は海野忠一とする。